

令和6年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和6年度に特定教育・保育施設等に対して実施した指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導検査実施施設

No	施設名	施設種別	実施日
1	すもも木幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和6年 4月17日
2	ころりん村幼児園	特定子ども・子育て支援施設	令和6年 7月 3日
3	秋川幼稚園	新制度移行幼稚園	令和6年 8月 1日
4	ほうりんじ幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和6年 8月 9日
5	西秋留保育園	私立保育園	令和6年 9月25日
6	光明第六保育園	私立保育園	令和6年10月 8日
7	五日市保育園	私立保育園	令和6年10月24日
8	誠和保育園	私立保育園	令和6年11月 6日
9	よつぎっ子えん東	小規模保育施設	令和6年11月15日
10	草花保育園	私立保育園	令和6年11月21日
11	よつぎっ子えん西	小規模保育施設	令和6年11月28日
12	東秋留保育園	私立保育園	令和6年12月11日
13	たまがわベビーハウス	小規模保育施設	令和7年 1月23日
14	家庭保育室ひまわり	小規模保育施設	令和7年 2月 4日
15	秋川文化保育園	小規模保育施設	令和7年 2月 6日

2 指導検査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営	3	19
サービス	0	5
会計	0	2
合計	3	26

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・治療に1ヶ月以上の期間を要する事故が発生した際に、市への報告が速やかに行われていなかった ・事故簿に病院等への受診時間が記録されていなかった 	17	特定運営基準第32条、49条 事故防止ガイドライン 保育指針第3章3
乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中、うつぶせ寝又は横向き寝によって児童の表情が確認できない状態となっていた ・睡眠している園児の近くに転倒の可能性がある空気清浄機等を配置していた 	6	
防災訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難及び消火に対する訓練を実施しているものの、実施状況の記録を適切に行っていないなかった ・消防計画に定められた避難訓練は毎月行っているが、消火訓練を行っていない月があった 	5	消防法施行令第3条 消防法施行規則第4条
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別配置基準で求められている職員の配置をしていなかった ・保育従事職員が不在の時間帯があった 	4	都条例第5条、第6条 特定運営基準条例第21条

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「特定運営基準」：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
 （平成26年9月29日条例第13号）

「保育指針」：保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）

「事故防止ガイドライン」：教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府）